

2026(令和 8)年 7 月 16 日

『学校における健康診断での運動器(脊柱・胸郭・四肢)の検査のための 保健調査票の一部改訂について』

公益財団法人運動器の健康・日本協会 担当理事
武藤芳照・内尾祐司

[経緯と趣旨]

2014(平成 26)年 4 月 30 日に学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(文部科学省令第 21 号)が公布され、「『四肢の状態』を必須項目として加えるとともに、四肢の状態を検査する際は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意すること」が規定され、2016(平成 28)年 4 月 1 日から施行されました。それにより、長年、当協会が国等への働きかけを行ってきた学校の健康診断における運動器の検査が本格的に実施される体制が実現し、児童生徒等の運動器疾患・障害の早期発見・早期対応への道が拓かれ、10 年が経過しました。

また、それに引き続いて企画立案した「認定スクールトレーナー制度」も、2024(令和 6)年度より稼働し、3 年度目を迎え、全国に認定者が着実に増えていき(現時点で 280 名を認定)、健康診断後の事後措置としての保健指導や運動器疾患・障害の予防教育・身体教育の実践活動も徐々に広がりつつあります。

そこで、現在の学校での運動器検診の現状と課題を改めて分析し、より一層有効で確実な方法と体制で児童生徒等の運動器の健康推進がなされることを目標に、現在ホームページで公開されている「保健調査票」の一部改訂を図ることとしました。

[現在の保健調査票の課題]

『児童生徒等の健康診断マニュアル 平成 27 年度改訂』(文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課監修、日本学校保健会発行、平成 27/2015 年 8 月 25 日初版)には、「脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態」の項目の中に、□検査の意義、□検査の実際、□事後措置、□留意事項(1. 背骨が曲がっている、2. 腰を曲げたり、反らしたりすると痛みがある、3. 上肢に痛みや動きの悪いところがある、4. 膝に痛みや動きの悪いところがある、5. 片脚立ちが 5 秒以上できない。しゃがみこみができない。図 1～図 4 を含む)が掲載されています(pp26~27)。そして、「健康診断を行うに当たっては、・・・あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行うものとする」(学校保健安全法施行規則第 11 条<保健調査>)と規定されていることから、参考例として「運動器検診保健調査票」(千葉県医師会作成)が(別紙 1)として添付されています。

運動器の健康・日本協会としては、これらを参照しつつも、それまでの長年の児童生徒等の運動器に関する調査研究(「学校における運動器検診体制の整備・充実モデル事業」：2005 年度～2009 年度)の成果を基盤に、内尾祐司理事(島根大学整形外科教授)と、学校保健委員会の高橋敏明前委員長(当時：愛媛大学教授)が

中心となって作業し、「運動器（脊柱・胸郭、四肢、骨・関節）についての保健調査票」が作成され、順次修正・追加を積みかさねて、現在の「令和 2（2020）年 1 月版」がホームページで公開され、全国の学校等で活用されています。

この 10 年間に、学校保健関係者や運動器の専門医から、この保健調査票について、下記のような課題があることが指摘されています。

- 1) 側弯の検診がなされていない例があり、この検査の実施を強調した方が良い。
- 2) 「腰に痛みがある」の可否の判断がむずかしい。痛みの程度がごく軽いものから強いものまである。
- 3) 「腕・脚を動かすと痛みがある」も同じ。
- 4) 「腕・脚の動きに悪いところがある」について、抽象的で判断しづらい。両腕をバンザイして耳につける動き、両肘を伸ばす動きなど具体的な動きをイラストで示して、それらが「できる」「できない」を判定するような設問が良いのでは。
- 5) 片脚立ち、しゃがみこみの動きについて、できない状態をイラストで表現することでより理解・判断しやすいのでは。
- 6) 足及び手（いずれも爪を含む）の痛みや障害についての記載欄がないので、児童生徒等にも見られるその部位の健康障害（外反母趾、巻き爪、かかとの痛み等）が見落とされやすい。
- 7) 全体的に、児童生徒等が理解しやすく、指示された動作をしやすく、保護者も可否の判断がしやすくなるように、さらにイラストを工夫して増やし、より正確な情報が得られ、最終的に直接検診の結果、学校医が迅速・適切な評価・判断がしやすいように改善を図るのが望ましい。

[改訂版]

別紙に示すように、項目・質問内容・イラスト・構成・回答方式・表現等の一部改訂を図りました。